

孤独・孤立対策重点計画について

令和 7 年 2 月 7 日
内閣府孤独・孤立対策推進室

孤独・孤立対策に関する施策の推進を図るための重点計画（R6.6.11決定）のポイント

重点計画の意義

- 本年4月1日に施行された孤独・孤立対策推進法（令和5年法律第45号）に基づき、孤独・孤立対策推進本部において決定。
- 孤独・孤立対策に関する施策についての基本的な方針、孤独・孤立対策に関し、政府が総合的かつ計画的に講ずべき施策等を定め、重点計画に定める施策については、原則として、具体的な目標及びその達成の期間を定めることとされている（推進法第8条）。

現状認識等

- ◆ コロナ禍後も、今後我が国では単身世帯や単身高齢世帯の増加が見込まれ、問題の深刻化が懸念。社会問題の背景に孤独・孤立問題の存在が指摘される。
- ◆ 関係府省庁、地方公共団体及びNPO等が有機的に連携し、社会のあらゆる分野に孤独・孤立対策の視点を入れることを徹底。
- ◆ 推進法に基づき、総理・担当大臣のリーダーシップの下、推進本部を中心に総合的な取組を強化・深化していく。

基本理念（推進法第2条）

- （1）孤独・孤立双方への社会全体での対応、（2）当事者等の立場に立った施策の推進
（3）社会との関わり及び人と人との「つながり」を実感できるための施策の推進

孤独・孤立対策の基本方針

（1）孤独・孤立に至っても支援を求める声を上げやすい社会とする

①孤独・孤立の実態把握 ②支援情報が網羅されたポータルサイトの構築・タイムリーな情報発信 ③声を上げやすい・かけやすい環境整備

（2）状況に合わせた切れ目のない相談支援につなげる

①相談支援体制の整備（電話・SNS相談の24時間対応の推進等）
②人材育成等の支援

（3）見守り・交流の場や居場所を確保し、人と人との「つながり」を実感できる地域づくりを行う

①居場所の確保 ②アウトリーチ型支援体制の構築 ③施策の相乗効果をもつ分野横断的な連携の促進
④地域における包括的支援体制等の推進

（4）孤独・孤立対策に取り組むNPO等の活動をきめ細かく支援し、官・民・NPO等の連携を強化する

①NPO等の活動の支援 ②NPO等との対話の推進 ③連携の基盤となるプラットフォームの形成 ④行政における孤独・孤立対策の推進体制の整備

★ 特に重点を置いて取り組むべき事項

① 地方公共団体及びNPO等への支援

- ・ 連携の基盤となる地方版官民連携プラットフォームや孤独・孤立対策地域協議会の立ち上げ段階の伴走支援、設置の促進。
- ・ 交付金を活用した支援に加え、活動事例の周知・横展開により地域の実情に応じた対策が実施されるよう支援。

② 孤独・孤立状態の予防を目指した取組強化

- ・ 悩みや困りごとが深刻化・複雑化する前に対応する、孤独・孤立状態の予防の観点が重要。
- ・ 「孤独・孤立に至っても支援を求める声を上げやすい・声をかけやすい社会」の実現に向けた普及・啓発活動の実施。
- ・ 身の回りの人に関心を持ち、できる範囲で困っている人をサポートする一般市民「つながりサポーター」の養成。

③ 重点計画に定める施策のエビデンスに基づく評価・検証を通じた取組の推進

「孤独・孤立対策重点計画」関連の動き

令和6年4月

- 孤独・孤立対策推進法（令和5年法律第45号）施行
※孤独・孤立対策推進本部（本部長：内閣総理大臣、構成員：全閣僚）の設置
- 孤独・孤立対策推進本部（第1回：4/11）において、岸田総理から推進法に基づく新たな重点計画の策定指示

令和6年5月

- 孤独・孤立対策推進会議（第1回：5/14）において、地方公共団体（埼玉県、千葉県市原市）、官民連携プラットフォームからのヒアリングを実施
- 重点計画案のパブリック・コメント実施（5/8～6/3）

令和6年6月

- 孤独・孤立対策推進本部（第2回：6/11）において重点計画を決定
- 骨太方針（2024）において、重点計画に沿って孤独・孤立対策の取組を進めることを明記

令和7年1月以降

- 孤独・孤立対策の在り方に関する有識者会議（第1回：1/21）において、重点計画の見直しも含め、今後の孤独・孤立対策の在り方について議論を開始
- 官民連携プラットフォームにおいて孤独・孤立対策に係る課題等について継続的に議論

（参考）現行の重点計画における見直し規定

（3）重点計画の見直し

地方公共団体、孤独・孤立対策地域協議会、関係機関等の意見を継続して聴きながら、必要に応じて、重点計画全般の見直しの検討を行う。また、これらを行う際には、有識者における審議等を行うこととする。

「Ⅲ.具体的施策」については、原則として、毎年度、各施策の実施状況のエビデンスに基づく評価・検証を行うとともに、関係府省庁の取組内容に応じて追加・修正等の改正を行うこととする。

参考資料

趣旨

近時における社会の変化を踏まえ、日常生活若しくは社会生活において孤独を覚えることにより、又は社会から孤立していることにより心身に有害な影響を受けている状態にある者への支援等に関する取組について、その基本理念、国等の責務、施策の基本となる事項及び孤独・孤立対策推進本部の設置等について定める。

→ 「孤独・孤立に悩む人を誰ひとり取り残さない社会」、「相互に支え合い、人と人との「つながり」が生まれる社会」を目指す

概要

1. 基本理念

孤独・孤立対策（孤独・孤立の状態となることの予防、孤独・孤立の状態にある者への迅速かつ適切な支援その他孤独・孤立の状態から脱却することに資する取組）について、次の事項を基本理念として定める。

- ① 孤独・孤立の状態は人生のあらゆる段階において何人にも生じ得るものであり、社会のあらゆる分野において孤独・孤立対策の推進を図ることが重要であること。
- ② 孤独・孤立の状態にある者及びその家族等（当事者等）の立場に立って、当事者等の状況に応じた支援が継続的に行われること。
- ③ 当事者等に対しては、その意向に沿って当事者等が社会及び他者との関わりを持つことにより孤独・孤立の状態から脱却して日常生活及び社会生活を円滑に営むことができるようになることを目標として、必要な支援が行われること。

2. 国等の責務等

孤独・孤立対策に関し、国・地方公共団体の責務、国民の理解・協力、関係者の連携・協力等を規定する。

3. 基本的施策

- ・ 孤独・孤立対策の重点計画の作成
- ・ 孤独・孤立対策に関する国民の理解の増進、多様な主体の自主的活動に資する啓発
- ・ 相談支援（当事者等からの相談に応じ、必要な助言等の支援）の推進
- ・ 関係者（国、地方公共団体、当事者等への支援を行う者等）の連携・協働の促進（全国版・地方版官民連携プラットフォームの設置等）
- ・ 当事者等への支援を行う人材の確保・養成・資質向上
- ・ 地方公共団体及び当事者等への支援を行う者に対する支援
- ・ 孤独・孤立の状態にある者の実態等に関する調査研究の推進

4. 推進体制

- ・ 内閣府に特別の機関として、孤独・孤立対策推進本部（重点計画の作成等）を置く。
- ・ 地方公共団体は、関係機関等により構成され、必要な情報交換及び支援内容に関する協議を行う孤独・孤立対策地域協議会を置くよう努める。
- ・ 協議会の事務に従事する者等に係る秘密保持義務及び罰則規定を設ける。

5. その他

- ・ 法律の施行後5年を経過した場合において、法律の施行の状況等を踏まえ、孤独・孤立対策の在り方について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

Ⅲ. 具体的施策（重点計画に定める施策）

「Ⅲ. 具体的施策」においては、基本方針との関連性が強く、重点的に推進すべき関係府省庁の個別施策を列举している。

一方で、「あらゆる分野に孤独・孤立対策の視点を入れる」観点からは、ありとあらゆる施策が孤独・孤立対策に含まれ得るものであり、孤独・孤立対策は列举された施策に限られるものではない。

関係府省庁においては、引き続き、以下に列举された施策に限らず、あらゆる施策に孤独・孤立対策の視点を入れ、運用改善・新規施策の立案に取り組んでいくこととする。

（１）孤独・孤立に至っても支援を求める声を上げやすい社会とする

①孤独・孤立の実態把握

No. 001: 孤独・孤立の実態把握【内閣府】	28
No. 002: こども・若者の行動・意識に関する実態の把握【こども家庭庁】	29
No. 003: 在留外国人に対する基礎調査【法務省】	30
No. 004: 出入国在留管理行政に係る関係者ヒアリング【法務省】	31
No. 005: 社会的孤立・孤独の予防と多様な社会的ネットワークの構築【文部科学省】	32

②支援情報が網羅されたポータルサイトの構築、タイムリーな情報発信

No. 006: ホームページやSNS等を活用した孤独・孤立対策に関する効果的な情報発信【内閣府】	33
No. 007: 統一的な相談窓口体制の推進【内閣府】	34
No. 008: 支援情報検索サイトの運用、自殺対策に係る広報の制作・実施業務【厚生労働省】	35
No. 009: 民間ボランティアである保護司等による刑務所出所者等への支援等【法務省】	36
No. 010: 在留外国人に対する情報提供等【法務省】	38

③声を上げやすい・声をかけやすい環境整備

No. 006: (再掲) ホームページやSNS等を活用した孤独・孤立対策に関する効果的な情報発信【内閣府】(前出(1)②: P. 33)	
No. 008: (再掲) 支援情報検索サイトの運用、自殺対策に係る広報の制作・実施業務【厚生労働省】(前出(1)②: P. 35)	
No. 011: 声を上げやすい・声をかけやすい環境整備【内閣府】	39
No. 012: 「つながりサポーター」の養成に向けた取組【内閣府】	40
No. 013: 児童生徒の自殺予防【文部科学省】	41
No. 014: 人権相談(こどもの人権SOSミニレター、女性の人権ホットライン、外国人の人権問題対策)【法務省】	42
No. 015: 人権啓発活動の充実【法務省】	43
No. 016: 生活困窮者等に対する電話相談等の実施【厚生労働省】	44
No. 017: 保護観察対象者等の特性に応じた指導及び支援の充実強化【法務省】	45
No. 018: 医療観察対象者の社会復帰を促進するための地域処遇等の充実強化【法務省】	46
No. 019: 困難を抱える在外邦人に対するきめ細やかな支援の充実【外務省】	47
No. 020: 個別労働紛争対策の推進【厚生労働省】	48

（２）状況に合わせた切れ目のない相談支援につなげる

①相談支援体制の整備（電話・SNS相談の24時間対応の推進等）

No. 007: (再掲) 統一的な相談窓口体制の推進【内閣府】(前出(1)②: P. 34)	
No. 021: ひとり親家庭への支援【こども家庭庁】	49
No. 022: 児童生徒における重大ないじめ対策の推進【文部科学省】	51
No. 013: (再掲) 児童生徒の自殺予防【文部科学省】(前出(1)③: P. 41)	
No. 023: 不登校児童生徒への支援の推進【文部科学省】	53
No. 014: (再掲) 人権相談(こどもの人権SOSミニレター、女性の人権ホットライン、外国人の人権問題対策)【法務省】(前出(1)③: P. 42)	
No. 024: 妊娠から子育て期にわたる切れ目のない支援【こども家庭庁】	55
No. 025: 無戸籍者問題解消事業【法務省】	57
No. 026: 学生のメンタルヘルスケア支援等【文部科学省】	59

孤独・孤立対策重点計画 具体的施策（2）

No. 027:フリーランスに対する相談支援等の環境整備事業【厚生労働省】	61	No. 054:学校薬剤師・地区薬剤師会を活用したOTC乱用防止対策事業【厚生労働省】	93
No. 028:求職者への就職支援の充実【厚生労働省】	62	No. 055:職場等での心の健康保持増進を目指した介入のエビデンス構築【経済産業省】	94
No. 029:障害者相談支援体制の充実・強化【厚生労働省】	64	(3) 見守り・交流の場や居場所を確保し、人と人との「つながり」を実感できる地域づくりを行う	
No. 030:行政相談における孤独・孤立対策の充実・強化【総務省】	66	①居場所の確保	
No. 031:自殺対策の取組の強化【厚生労働省】	68	No. 056:地域における孤独・孤立対策に取り組むNPO等への支援【内閣府】	95
No. 016:(再掲)生活困窮者等に対する電話相談等の実施【厚生労働省】(前出(1)③:P.44)		No. 057:こどもの居場所づくりに対する効果的な支援方法等の検討【こども家庭庁】	96
No. 032:国家公務員の心の健康づくり【内閣官房】	69	No. 058:こどもの居場所づくりに取り組む地方公共団体の支援【こども家庭庁】	97
No. 033:防衛省・自衛隊におけるカウンセリング・相談体制の充実【防衛省】	70	No. 059:こどもの多様な才能を開花させる「学びのサード・プレイス」の拡充【経済産業省】	99
No. 034:こころの健康相談室の運営【人事院】	72	No. 060:社会的養護における自立支援の充実【こども家庭庁】	100
No. 035:地方公務員のメンタルヘルス対策に対する支援【総務省】	73	No. 021:(再掲)ひとり親家庭への支援【こども家庭庁】(前出(2)①:P.49)	
No. 036:DV被害者等支援【内閣府】	74	No. 061:地域における子育て世帯への支援【こども家庭庁】	102
No. 037:性犯罪・性暴力被害者等支援【内閣府】	75	No. 062:生活保護世帯を含む生活困窮世帯のこどもへの学習・生活支援【厚生労働省】	103
No. 038:犯罪被害者等支援の推進【警察庁】	76	No. 063:フードバンク活動の推進【農林水産省】	104
No. 039:インターネット上の誹謗中傷等に関する相談体制の充実【総務省】	78	No. 064:国が保有する災害用備蓄食品のこども食堂やフードバンク団体等への提供【消費者庁・農林水産省】	105
No. 040:外国人受入環境整備交付金による一元的相談窓口への支援【法務省】	79	No. 065:政府備蓄米の無償交付【農林水産省】	106
No. 041:更生保護に関する地域援助の推進【法務省】	80	No. 066:地域での食育の推進【農林水産省】	107
No. 042:在外邦人の孤独・孤立にかかるチャット相談体制の強化支援【外務省】	81	No. 067:円滑な食品アクセスの確保【農林水産省】	108
②人材育成等の支援		No. 023:(再掲)不登校児童生徒への支援の推進【文部科学省】(前出(2)①:P.53)	
No. 012:(再掲)「つながりサポーター」の養成に向けた取組【内閣府】(前出(1)③:P.40)		No. 068:高齢者の通いの場の推進【厚生労働省】	109
No. 022:(再掲)児童生徒における重大ないじめ対策の推進【文部科学省】(前出(2)①:P.51)		No. 069:家族介護者の交流会の開催支援【厚生労働省】	111
No. 013:(再掲)児童生徒の自殺予防【文部科学省】(前出(1)③:P.41)		No. 070:認知症カフェの普及・促進【厚生労働省】	112
No. 023:(再掲)不登校児童生徒への支援の推進【文部科学省】(前出(2)①:P.53)		No. 071:農福連携の推進【農林水産省】	113
No. 031:(再掲)自殺対策の取組の強化【厚生労働省】(前出(2)①:P.68)		No. 072:全世代・全員活躍型「生涯活躍のまち」の推進【内閣官房】	114
No. 043:メンタルヘルスに関する正しい知識と理解を有する心のサポーターの養成【厚生労働省】	82	No. 073:地域運営組織の形成及び持続的な運営に関する調査研究事業、地方財政措置【総務省】	115
No. 033:(再掲)防衛省・自衛隊におけるカウンセリング・相談体制の充実【防衛省】(前出(2)①:P.70)		No. 074:スポーツに誰もがアクセスできる環境の整備充実【文部科学省】	116
No. 044:防衛省・自衛隊におけるメンタルヘルス教育の強化【防衛省】	83	No. 075:生活困窮者支援等のための地域づくりの推進【厚生労働省】	117
No. 045:生活困窮者自立支援制度人材養成研修【厚生労働省】	84	No. 076:孤独・孤立の問題を抱える住宅確保要配慮者に対する居住支援活動や居住環境における交流創出に対する支援【国土交通省】	118
No. 046:重層的支援体制整備事業の従事者への研修の実施【厚生労働省】	85	No. 077:地域における包括的な支援体制の構築に向けた取組の推進【厚生労働省】	119
No. 047:社会福祉士及び精神保健福祉士の養成【厚生労働省】	86	No. 078:ひきこもり支援の推進【厚生労働省】	120
No. 048:ひきこもり地域支援センター等職員に対する研修の実施【厚生労働省】	87	No. 079:DV被害者等の緊急・一時的避難措置【警察庁】	121
No. 049:身寄りがいない人の入院及び医療に係る意思決定が困難な人への円滑な医療提供支援【厚生労働省】	88	No. 080:被災者見守り・相談支援の推進【復興庁、厚生労働省】	122
③関連施策の推進		No. 081:非行少年を生まない社会づくり【警察庁】	123
No. 050:結婚、子育てに関する地方公共団体の取組に対する支援【こども家庭庁】	89	No. 082:刑務所出所者等の就労・住居・相談先の確保【法務省】	125
No. 024:(再掲)妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援【こども家庭庁】(前出(2)①:P.55)		No. 083:刑務所出所者等に対する福祉的支援等の実施【法務省】	128
No. 051:男性の育児休業取得促進【厚生労働省】	90	No. 017:(再掲)保護観察対象者等の特性に応じた指導及び支援の充実強化【法務省】(前出(1)③:P.45)	
No. 028:(再掲)求職者への就職支援の充実【厚生労働省】(前出(2)①:P.62)		No. 009:(再掲)民間ボランティアである保護司等による刑務所出所者等への支援等【法	
No. 052:職場のメンタルヘルスに関する総合的な情報提供、相談対応【厚生労働省】	91		
No. 053:事業場における産業保健活動の支援【厚生労働省】	92		

孤独・孤立対策重点計画 具体的施策（3）

務省】（前出（1）②：P.36）	No.110:学校卒業後における障害者の学びの推進【文部科学省】	158
②アウトリーチ型支援体制の構築	No.087:（再掲）地域におけるこども・若者の育成支援【こども家庭庁】（前出（3）②：P.132）	
No.001:（再掲）孤独・孤立の実態把握【内閣府】（前出（1）①：P.28）	No.111:ヤングケアラーの支援に関する取組【こども家庭庁】	160
No.084:こどもに関する情報・データ連携による支援の推進【こども家庭庁】	No.088:（再掲）地域包括支援センターの運営【厚生労働省】（前出（3）②：P.134）	
No.085:地域における家庭教育支援【文部科学省】	No.112:地域における効果的な熱中症予防対策の推進【環境省】	162
No.086:地域若者サポートステーションにおける若年無業者等への職業的自立支援の推進【厚生労働省】	No.029:（再掲）障害者相談支援体制の充実・強化【厚生労働省】（前出（2）①：P.64）	
No.087:地域におけるこども・若者の育成支援【こども家庭庁】	No.113:成年後見制度・権利擁護支援の取組の促進【厚生労働省】	163
No.088:地域包括支援センターの運営【厚生労働省】	No.047:（再掲）社会福祉士及び精神保健福祉士の養成【厚生労働省】（前出（2）②：P.86）	
No.089:精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築推進【厚生労働省】	No.114:民生委員・児童委員活動への支援【厚生労働省、こども家庭庁】	164
No.090:地域おこし協力隊の強化【総務省】	No.115:社会福祉協議会への支援【厚生労働省】	165
No.091:関係人口の創出・拡大【総務省】	No.075:（再掲）生活困窮者支援等のための地域づくりの推進【厚生労働省】（前出（3）①：P.117）	
No.073:（再掲）地域運営組織の形成及び持続的な運営に関する調査研究事業、地方財政措置【総務省】（前出（3）①：P.115）	No.097:（再掲）自立相談支援機関における包括的な支援の強化【厚生労働省】（前出（3）②：P.143）	
No.092:集落ネットワーク圏形成の推進【総務省】	No.116:生活保護世帯を含む生活困窮者等の住まい対策の推進【厚生労働省】	166
No.093:集落支援員の活用による集落対策の推進【総務省】	No.117:生活困窮者の就労準備支援【厚生労働省】	167
No.094:原発避難者特例法に基づく避難先での行政サービスの提供及び地方自治体が行う原発避難者特例法上の指定市町村と避難住民等との関係の維持に資する事業に対する震災復興特別交付税措置【総務省】	No.077:（再掲）地域における包括的な支援体制の構築に向けた取組の推進【厚生労働省】（前出（3）①：P.119）	
No.095:デジタル推進委員の取組の推進【デジタル庁】	No.078:（再掲）ひきこもり支援の推進【厚生労働省】（前出（3）①：P.120）	
No.096:高齢者等に向けたデジタル活用支援の推進【総務省】	No.118:困難な問題を抱える女性支援【厚生労働省】	168
No.075:（再掲）生活困窮者支援等のための地域づくりの推進【厚生労働省】（前出（3）①：P.117）	No.119:地方公共団体における再犯防止の取組の推進【法務省】	170
No.097:自立相談支援機関における包括的な支援の強化【厚生労働省】	No.120:少年鑑別所（法務少年支援センター）による地域相談活動【法務省】	172
No.098:困窮者のデジタル利用の把握、支援策の検討【厚生労働省】	No.041:（再掲）更生保護に関する地域援助の推進【法務省】（前出（2）①：P.80）	
No.077:（再掲）地域における包括的な支援体制の構築に向けた取組の推進【厚生労働省】（前出（3）①：P.119）	No.121:高齢又は障害により福祉的な支援を必要とする矯正施設退所者等の地域生活への定着等の促進【厚生労働省】	173
No.078:（再掲）ひきこもり支援の推進【厚生労働省】（前出（3）①：P.120）	No.018:（再掲）医療観察対象者の社会復帰を促進するための地域処遇等の充実強化【法務省】（前出（1）③：P.46）	
No.080:（再掲）被災者見守り・相談支援の推進【復興庁、厚生労働省】（前出（3）①：P.122）	No.101:（再掲）高齢者、障害者や孤独・孤立化した消費者等の見守り活動等の充実【消費者庁】（前出（3）②：P.147）	
No.099:災害公営住宅等におけるコミュニティの形成支援【復興庁】	No.122:孤独・孤立に起因する消費者被害の防止等のための啓発【消費者庁】	175
No.100:被災者の生きがいづくり等に資する活動支援【復興庁】	No.123:外国人のための日本語教育の推進【文部科学省】	177
No.038:（再掲）犯罪被害者等支援の推進【警察庁】（前出（2）①：P.76）	No.124:身寄りのない高齢者等が抱える生活上の課題に対応するための試行的な取組の実施【厚生労働省】	179
No.101:高齢者、障害者や孤独・孤立化した消費者等の見守り活動等の充実【消費者庁】	No.125:高齢者等終身サポート事業者ガイドラインについて【内閣官房、内閣府、金融庁、消費者庁、総務省、法務省、厚生労働省、経済産業省、国土交通省】	180
③人と人とのつながりを生むための施策の相乗効果を高める分野横断的な連携の促進	⑤関連施策の推進	
No.102:保険者とかかりつけ医等の協働による加入者の予防健康づくりの推進【厚生労働省】	No.126:良質なテレワークの導入・定着促進【厚生労働省】	181
No.103:博物館を活用した社会包摂に関する取組への支援【文部科学省】	No.127:職業訓練等の活用促進【厚生労働省、こども家庭庁】	182
No.104:「つながりの場所」としての自然公園の活用【環境省】	No.128:難聴者のための聴覚補助機器の利用による社会参加の推進	184
No.105:「つながりの場所」としての都市公園の活用【国土交通省】	・補装具費支給制度【厚生労働省】	184
④地域における包括的支援体制等の推進	・補聴器販売者の技能向上研修等事業【厚生労働省】	184
No.106:地域におけるこどもの見守り体制の強化【こども家庭庁】	・適切に補聴器を購入・利用するための注意喚起【厚生労働省、消費者庁】	184
No.107:児童相談所の体制整備等による相談体制の強化【こども家庭庁】	・難聴高齢者の早期発見・早期対応【厚生労働省】	184
No.108:フードドライブの推進【環境省】	No.129:障害者の日中活動支援や家族等のレスパイト機能の充実【厚生労働省】	186
No.109:中卒者や高校中退者への学習支援【文部科学省】		

No. 130: 単身等の障害者の居宅訪問や見守り等の支援の充実【厚生労働省】	187
No. 131: 摂食障害治療における支援体制の整備【厚生労働省】	188
No. 132: 休眠預金等活用制度の活用【内閣府】	189
No. 133: 離婚及びこれに関連する制度の検討【法務省】	190
No. 134: 聴覚障害者等に対する電話リレーサービスの円滑化【総務省】	191
(４) 孤独・孤立対策に取り組むＮＰＯ等の活動をきめ細かく支援し、官・民・ＮＰＯ等の連携を強化する	
① 孤独・孤立対策に取り組むＮＰＯ等の活動へのきめ細かな支援	
No. 056: (再掲) 地域における孤独・孤立対策に取り組むＮＰＯ等への支援【内閣府】(前出(３)①: P. 95)	
No. 057: (再掲) こどもの居場所づくりに対する効果的な支援方法等の検討【こども家庭庁】(前出(３)①: P. 96)	
No. 058: (再掲) こどもの居場所づくりに取り組む地方公共団体の支援【こども家庭庁】(前出(３)①: P. 97)	
No. 060: (再掲) 社会的養護における自立支援の充実【こども家庭庁】(前出(３)①: P. 100)	
No. 063: (再掲) フードバンク活動の推進【農林水産省】(前出(３)①: P. 104)	
No. 066: (再掲) 地域での食育の推進【農林水産省】(前出(３)①: P. 107)	
No. 067: (再掲) 円滑な食品アクセスの確保【農林水産省】(前出(３)①: P. 108)	
No. 135: 労働者協同組合の活用促進【厚生労働省】	192
No. 031: (再掲) 自殺対策の取組の強化【厚生労働省】(前出(２)①: P. 68)	
No. 136: 生活困窮者やひきこもり状態にある者等に対する支援活動を実施する民間団体への支援【厚生労働省】	193
No. 137: 孤独・孤立の問題を抱える住宅確保要配慮者に対する居住支援活動や居住環境における交流創出に対する支援【国土交通省】	194
No. 138: 困難や不安を抱える女性へ寄り添った相談支援等に取り組む地方公共団体の支援【内閣府】	195
No. 082: (再掲) 刑務所出所者等の就労・住居・相談先の確保【法務省】(前出(３)①: P. 125)	
No. 009: (再掲) 民間ボランティアである保護司等による刑務所出所者等への支援等【法務省】(前出(１)②: P. 36)	
No. 122: (再掲) 孤独・孤立に起因する消費者被害の防止等のための啓発【消費者庁】(前出(３)④: P. 175)	
② ＮＰＯ等との対話の推進	
③ 連携の基盤となるプラットフォームの形成	
No. 139: 孤独・孤立対策官民連携プラットフォームの運営【内閣府】	196
No. 140: 地方における孤独・孤立対策官民連携プラットフォームの整備の推進【内閣府】	198
④ 行政における孤独・孤立対策の推進体制の整備	
No. 140: (再掲) 地方における孤独・孤立対策官民連携プラットフォームの整備の推進【内閣府】(前出(４)②③: P. 198)	
⑤ 関連施策の推進	
No. 141: 就職氷河期世代への支援【内閣官房、内閣府、こども家庭庁、総務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、人事院】	199

孤独・孤立対策の推進体制①

- 孤独・孤立対策推進法（令和5年法律第45号）第20条に基づき、内閣府の特別の機関として「孤独・孤立対策推進本部」を設置。内閣総理大臣を本部長とし、全閣僚により構成。孤独・孤立対策重点計画の作成及びその実施の推進、孤独・孤立対策に関する重要事項の審議を行うこととされている。
- 孤独・孤立対策の推進及び関係行政機関相互の調整等に資することを目的として、内閣府特命担当大臣を議長とし、各府省庁の局長・審議官級から構成される「孤独・孤立対策推進会議」が下部会議として設置されている。

孤独・孤立対策推進本部構成員（法第23条～第25条）

本部長	内閣総理大臣
副本部長	内閣官房長官及び孤独・孤立対策を担当する内閣府特命担当大臣
構成員	総務大臣
	法務大臣
	文部科学大臣
	厚生労働大臣
	農林水産大臣
	国土交通大臣
	環境大臣
	上記のほか、本部長及び副本部長以外の国務大臣のうちから、内閣総理大臣が指定する者 ⇒全閣僚を構成員として指定

孤独・孤立対策推進会議 構成員（推進本部決定）

議長	孤独・孤立対策を担当する内閣府特命担当大臣
議長代行	孤独・孤立対策を担当する内閣府副大臣
副議長	孤独・孤立対策を担当する内閣府大臣政務官
構成員	全府省庁の局長・審議官級

推進本部開催実績

○第1回（令和6年4月19日）

【議事】

- （1）孤独・孤立対策の推進体制について
- （2）孤独・孤立対策重点計画の策定に向けて
- （3）高齢者等終身サポート事業者ガイドラインについて
- ・運営要領及び推進会議の設置について本部決定、これまでの対策の振り返り、新たな重点計画策定に向けた進め方について説明、「高齢者等終身サポート事業者ガイドライン」について厚生労働省より説明

○第2回（令和6年6月11日）

【議事】

- （1）孤独・孤立対策に関する施策の推進を図るための重点計画（案）について
- （2）高齢者等終身サポート事業者ガイドラインについて
- ・「孤独・孤立対策に関する施策の推進を図るための重点計画（案）」について本部決定、「高齢者等終身サポート事業者ガイドライン」について厚生労働省より報告

推進会議開催実績

○第1回（令和6年5月14日）

【議事】

- （1）孤独・孤立対策の推進体制について
- （2）孤独・孤立対策重点計画の策定に向けて（関係者ヒアリング）
- ・会議の趣旨・運営等について説明、法に基づく新たな孤独・孤立対策重点計画策定に向けて、関係者ヒアリング（埼玉県、千葉県市原市、全国版官民連携プラットフォーム）を実施

○孤独・孤立対策の在り方に関し有識者の意見を聴取し、孤独・孤立対策に関する重要事項についての検討に資することを目的に、内閣府特命担当大臣（共生・共助）の下、「孤独・孤立対策の在り方に関する有識者会議」を開催

構成員

	石田 光規	早稲田大学文学学術院文化構想学部教授
	伊藤 美奈子	奈良女子大学研究院生活環境科学系教授
	大野 元裕	埼玉県知事（全国知事会）
◎	菊池 馨実	早稲田大学法学学術院教授
	駒村 康平	慶應義塾大学経済学部教授
	近藤 尚己	京都大学大学院医学研究科社会疫学分野教授
	原田 正樹	日本福祉大学学長
	宮田 秀利	福島県塙町長（全国町村会 行政委員会委員長）
	宮本 太郎	中央大学法学部教授
	森山 花鈴	南山大学社会倫理研究所准教授
	矢口 明子	山形県酒田市長（全国市長会 行政委員会理事）
	山野 則子	大阪公立大学現代システム科学研究科教授
	横山 美江	大阪公立大学大学院看護学研究科ヘルスプロモーションケア科学領域教授

（◎：座長）

【開催実績／今後のスケジュール】

- 令和7年1月21日（第1回）
 - ①最近の孤独・孤立対策の取組について、②今後の孤独・孤立対策の進め方について
- 令和7年2月～4月に3回程度開催予定

「孤独・孤立対策重点計画」に関する主な論点

1 今後必要な施策の検討について

- 重点計画の「特に重点を置いて取り組むべき事項」について、
 - ・地方公共団体やNPO等への支援を着実に行う観点から、今後必要と考えられる施策について
 - ・孤独・孤立状態の予防を目指した取組強化の観点から、今後必要と考えられる施策について
- 重点計画の「基本方針」（※）に関する各施策について、孤独・孤立対策の安定的・継続的な実施の観点から、今後必要と考えられる施策について
 - （※）孤独・孤立対策の基本方針
 - ・孤独・孤立に至っても支援を求める声を上げやすい社会とする。
 - ・状況に合わせた切れ目のない相談支援につなげる。
 - ・見守り・交流の場や居場所を確保し、人と人との「つながり」を実感できる地域づくりを行う。
 - ・孤独・孤立対策に取り組むNPO等の活動をきめ細かく支援し、官・民・NPO等の連携を強化する。

2 その他、孤独・孤立対策の視点から個別に議論すべきと考えられる事項について

- 分野横断的な多機関連携について
 - ・様々な悩みを抱えた複雑なケースが増加する中で、教育と福祉分野の連携、福祉と労働分野の連携といった分野を超えた多様な機関による連携が重要になると考えられるが、孤独・孤立対策の視点から今後必要と考えられる施策について
- 幅広い世代への社会参加・活躍支援等について
 - ・令和7年度から、「社会参加活躍支援等孤独・孤立対策推進交付金」において、就職氷河期世代を含む中高年層をはじめとする幅広い世代に対し、地方自治体が個々人の状況に合わせて行う社会参加や就労支援等を後押しすることとしているが、孤独・孤立対策の視点から今後必要と考えられる施策について
- 単身高齢者等の孤独・孤立の予防に関する取組について
 - ・今後、単身高齢者等の増加が懸念される中、高齢者等の孤独・孤立の予防の観点から必要と考えられる施策について

コロナ禍で顕在化した孤独・孤立の問題に対処するため、官・民・NPO等の取組の連携強化の観点から、全国的な各種相談支援機関やNPO等の連携の基盤として令和4年2月に設立。

主な活動

1. 複合的・広域的な連携強化活動

○分科会開催

- ・孤独・孤立に係る課題等のテーマ毎に分科会を設け、現状や課題の共有、対応策等を議論。
分科会1「「声を上げやすい・声をかけやすい社会」に向けた取組の在り方」
分科会2「きめ細やかな支援や、地域における包括的支援に向けた行政（国、地方）・民間・NPO等の役割の在り方」
分科会3「相談支援に係る実務的な相互連携の在り方」

2. 孤独・孤立対策に関する全国的な普及活動

(1) シンポジウムの開催

より多くの方に孤独・孤立対策を認識してもらうため、理念や連携の事例、実態把握調査の結果などに関するシンポジウムを令和4年度から開催。

＜令和6年度のテーマ＞

- ・「孤独・孤立対策のこれまでとこれから～『連携・協働』について考える～」（令和6年11月6日）
- ・「「らしさ」と孤独・孤立」（令和7年1月24日）

(2) 孤独・孤立対策強化月間（5月）

「孤独・孤立に至っても支援を求める声を上げやすい、声をかけやすい社会」に向けた取組として、毎年5月を「孤独・孤立対策強化月間」とし、集中的な広報・啓発活動を実施

(3) つながりサポーター

孤独・孤立の問題について知識を身につけ、身の回りの人に関心をもち、できる範囲で困っている人をサポートする「つながりサポーター」養成講座を実施（講座実施にあたっての協力、自主的な取組など）。

3. 情報共有、相互啓発活動

(1) 会員向け情報共有・情報発信

- ・関係団体の活動紹介や支援情報などをメールマガジン形式で定期的に発信。
- ・プラットフォーム会員の事務所に事務局職員が訪問しご紹介する「事務局訪問記」を実施。

(2) 孤独・孤立に関する調査

- ・孤独・孤立に資するNPO法人等への調査の実施など

体制

※会員数615団体
（令和7年1月1日時点）

会 員（407）

総 会

全国又は特定の地方において孤独・孤立対策に取り組むNPO等支援団体、関係府省庁等

幹事会

- ・会員の中から選出
- ・総会へ議案提出等運営に必要な事項を実施

協力会員（161）

経済団体、地方自治体など
本会活動を協力する団体
※都道府県・政令指定都市
は全て会員登録済

賛助会員（47）

民間団体・助成団体等など
本会活動を支援する団体

- 孤独・孤立対策に係る課題等のテーマごとに、会員の一部から構成される分科会を設け、現状や課題の共有、対応策等について議論。
- 「孤独・孤立対策を推進する上での基本となる事項であり、かつ会員間で共通する課題である事項」として、以下の3つのテーマの分科会を設置。

分科会1「声を上げやすい・声をかけやすい社会」に向けた取組の在り方」

重点計画の基本方針「孤独・孤立に至っても支援を求める声を上げやすい社会とする」をテーマとして、支援を求める声を上げやすい・声を受け止める・声をかけやすい社会に向けて、孤独・孤立についての理解・意識や機運を社会全体で高めていくための取組の在り方を検討

- 【目標】「声を上げやすい・声をかけやすい」社会の実現を目指し、孤独・孤立についての理解・意識を浸透させつつ、
- ・制度を知らない層：当事者が利用できる必要な支援情報が届くようにする
 - ・制度は知っているが相談できない層：スティグマの解消に向けた取組により、相談がしやすい社会を目指す
 - ・相談者となる層：様々なステークホルダーを取り込み、機運醸成を図る

分科会2「きめ細やかな支援や、地域における包括的支援に向けた行政（国、地方）・民間・NPO等の役割の在り方」

多様な主体が当事者や家族等への支援に関わることにより、切れ目なく息の長いきめ細かな支援や、地域における包括的支援を推進するため、各主体の役割や責務、各主体間の連携の在り方を整理

- 【目標】・国・地方・民間企業・NPO、社協等の各主体の役割・関わり方の整理、各主体間の連携の姿の提示
- ・足らざる支援の分野・主体の明確化、それを埋める方策の立案 など

分科会3「相談支援に係る実務的な相互連携の在り方」

重点計画の基本方針「状況に合わせた切れ目のない相談支援につなげる」をテーマとして、ワンストップの相談窓口等の一元的な相談支援体制（統一的な相談ダイヤル等）や、地域で「相談」と「支援」をつなぐための地方自治体を含めた各主体の連携等について、実務的な相互連携の在り方を検討

- 【目標】・統一的な相談支援体制の構想に関する論点整理
- ・相談支援機関間の連携強化
 - ・相談体制の人材育成の強化に必要な取組・方策の整理
 - ・「相談」と「支援」のつながりの姿・仕組みの提示
- ※ 総合緊急対策「統一的な相談窓口体制の推進」と連携しつつ、検討等

第2章 社会課題への対応を通じた持続的な経済成長の実現 ～賃上げの定着と戦略的な投資による所得と生産性の向上～

6. 幸せを実感できる包摂社会の実現

（1）共生・共助・女性活躍社会づくり

（共生）

孤独・孤立対策推進法¹¹²に基づく重点計画¹¹³に沿って、交付金等も活用しつつ、自治体とNPO等との連携推進のための地方版官民連携プラットフォームや地域協議会を立ち上げる段階の自治体への伴走支援、NPO等の諸活動への継続的な支援、支援の担い手やつながりサポーターの育成、予防の観点から緩やかなつながりを築ける居場所づくり、人と人とのつながりを生むための分野横断的な連携の促進などの取組を着実に推進する。

就職氷河期世代の就労支援は、5年間の集中的取組により、一定の成果を挙げている。来年度以降、この世代への支援は、中高年層に向けた施策を通じて、相談、リ・スキリングから就職、定着までを切れ目なく効果的に支援するとともに、地方自治体と連携し、個々人の状況に合わせ、就労に向けたリ・スキリングを含む幅広い社会参加支援を行う。

¹¹² 令和5年法律第45号。

¹¹³ 令和6年6月11日孤独・孤立対策推進本部決定。